

平成 21 年 5 月 11 日

各 位

会社名 株式会社松屋フーズ  
代表者名 代表取締役社長 瓦葺 利夫  
(コード番号 9887 東証第 1 部)  
お問合せ先 専務取締役経営開発本部長  
小松崎 克弘  
(TEL 0422-38-1121)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 11 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 24 日開催予定の第 34 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号）附則第 6 条第 1 項の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成 21 年 1 月 5 日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされております。そのため、現行定款第 7 条（株券の発行）および第 9 条（単元未満株券の不発行）の規定は不要となりますので、これを削除するとともに、条数の繰上げその他条文の整備を行うものであります。
- (2) 今後の業務拡大、経営体制強化に対応するため、現行定款第 23 条（役付取締役）に新たな役付取締役の職を追加するものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 24 日（水）
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 24 日（水）

以上

(別紙)

(下線は変更部分)

現 行	変 更 案
(株券の発行)	
第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。	(削除)
(単元未満株券の不発行)	
第 9 条 当社は、単元未満株式に係わる株券を発行しないことができる。 但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。	(削除)
(株式取扱規程)	(株式取扱規程)
第 11 条 当社が発行する株券の種類、株主（実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。）の氏名等株主名簿記載事項の変更、その他株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。	第 9 条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。
(基準日)	(基準日)
第 14 条 当社は毎事業年度末日の最終の株式名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	第 12 条 当社は毎事業年度末日の最終の株式名簿に記載された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
(役付取締役)	(役付取締役)
第 23 条 当社は、取締役会の決議により、取締役社長 1 名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。	第 21 条 当社は、取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各 1 名、および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。
(剰余金の配当)	(剰余金の配当)
第 33 条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の株主名簿に記載または記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。	第 31 条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。